

(1) 地域公共交通会議の廃止について

(写)

議案第40号

北名古屋市地域公共交通会議条例の廃止について

北名古屋市地域公共交通会議条例を廃止する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年6月1日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会を設立するため、本条例を廃止する必要があるからである。

(写)

北名古屋市地域公共交通会議条例を廃止する条例

北名古屋市地域公共交通会議条例（平成25年北名古屋市条例第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。
（北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。
別表地域公共交通会議委員の項を削る。